

地方独立行政法人堺市立病院機構コンプライアンス基本要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）におけるコンプライアンスの基本となる事項を定め、もって健全な法人運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「コンプライアンス」とは、法令及び法人の規則並びに社会規範を遵守することをいう。

(基本方針)

第3条 法人は、法人の理念に照らし、社会及び地域の信頼に応えるとともに、責任ある行動を取るものとする。

(役職員の責務)

第4条 役職員は、コンプライアンスに反する行為を行ってはならない。

(法人の責務)

第5条 法人は、コンプライアンスの保持推進のため、業務運営上の必要な措置を講じる。

(所属長等の責務)

第6条 所属長又は職員を管理監督する立場にある者は、コンプライアンスの保持推進に努めるものとする。

(コンプライアンス最高責任者)

第7条 法人に、コンプライアンス最高責任者（以下、「最高責任者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

2 最高責任者は、コンプライアンスに関する最終的な意思決定を行う。

(コンプライアンス統括責任者)

第8条 法人に、コンプライアンス統括責任者（以下、「統括責任者」という。）を置き、副理事長をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者を補佐する。

(コンプライアンス推進責任者)

第9条 法人に、コンプライアンス推進責任者（以下、「推進責任者」という。）を置き、院長及び法人本部長をもって充てる。

2 推進責任者は、コンプライアンスの推進に関する事項を担当する。

(コンプライアンス委員会)

第10条 法人に、コンプライアンスに関する重要事項及びコンプライアンス事案を審議するため、コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、法人が別に定める。

(コンプライアンス対応)

第11条 コンプライアンスに反する行為があったとき又はコンプライアンスに反すると疑われる通報・相談があったときは、内部統制室は速やかに推進責任者、統括責任者及び最高責任者に報告するものとする。

(調査)

第12条 最高責任者は、前条の報告を受けたときは、事実確認又は調査を統括責任者に命じるものとする。

(是正措置)

第13条 最高責任者は、前条の調査結果に基づき、コンプライアンスに反する事実を確認したときは、必要な是正措置を講じるものとする。

(事務)

第14条 コンプライアンスに関する事務は、内部統制室で行う。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、コンプライアンスに関し必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。